

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案」趣旨説明

ただいま議題となりました「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案」につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

雇用保険の国庫負担は、雇用政策に対する政府の責任を示すものとして定められています。しかし、平成十九年の雇用保険法改正によって、当分の間、本則で定める割合の百分の五十五とされ、さらに、平成十九年度からは、本則で定める割合の百分の十とする暫定措置が講じられています。このような措置に対し、これまで公労使の代表委員で構成される労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会が、報告を取りまとめるたびに本則で定める割合に戻すことを求め続けてきております。その上、衆参の厚生労働委員会も、法改正の際の附帯決議において同じことを何度も求めてきました。にもかかわらず、政府案では、国庫負担を現行の本則で定める割合の百分の十まで実質的に引き下げようとしています。

また、政府案では、新たな国庫繰入規定を設けようとしていますが、その要件は法律上明確となっており、機動性及び実効性が担保されているとは言えません。この新たな国庫繰入規定及びコロナ禍における特例として延長する国庫繰入規定の適用に当たっては、公労使の意見を十分に聴取する必要がありますが、そ

うした規定も設けられておりません。

さらに、育児休業給付に関しては、抜本的な見直しが必要な課題となっており、全額国庫負担の新制度への移行やフリーランス等への給付対象拡大を含め、速やかに検討を行うべきです。

こうした認識の下、雇用保険が将来にわたり安定的に運営され、併せて、現行制度の枠にとられない検討が進められるよう、本修正案を提出いたしました。

次に、本修正案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、本則で定める国庫負担割合を引き下げる改正を行わないこととともに、附則で定める国庫負担割合の軽減に係る暫定措置を廃止すること。

第二に、毎会計年度において、政令で定める基準に従い、失業等給付等の支給に要する費用の一部を国庫が負担することができるものとし、当該政令で定める基準は、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況、求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況等に応じた機動的な国庫の負担が確保されるように定めるものとする。また、厚生労働大臣は、当該政令を定めようとするとき及び当該費用の一部を国庫が負担しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。

第三に、厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための令和四年度における失業等給付等の支給に要する費用の一部を国庫が負担しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見

を聴かなければならないものとする事。

第四に、政府は、子育て支援における国の責任を踏まえ、速やかに、子を養育するための休業に係る給付の在り方について、費用の全額を国庫が負担する新たな制度に移行すること及び業務の委託を受けて役務を提供する個人事業者等の雇用によらない働き方をする者を給付の対象とする事について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。